

令和8年度厚木市夏休み小学生預かりサービス利用案内

この案内には、夏休み小学生預かりサービス（以下、「サービス」という。）の利用に係る重要な事項が記載されています。必ず内容を確認してから申請してください。

【申請方法】

受付期間	令和8年5月25日(月)～6月5日(金) ※ 必着
受付時間	月曜～金曜（祝日を除く） 8時30分～17時15分
申請方法	受付期間内に必要書類を全てそろえ、 <u>こども育成課窓口</u> に持参又は <u>下記提出先まで郵送（※6月5日必着）</u> にて申請してください。 ※ 申請に関する詳細は、p.2「3 申請に必要な書類」をご確認ください。 ※ 郵便事故への対応はできません。
提出先	〒243-8511 厚木市中町3-17-17 こども育成課 夏休み小学生預かりサービス担当 宛
結果について	令和8年6月下旬に通知を発送予定
その他	★ 書類に不備がある場合は受付できません。 ★ 市から連絡をする場合がありますので、申請書には、 <u>日中に連絡の取れる電話番号</u> を記入してください。

1 サービスの概要

保護者の就労により、夏休みの期間中に家庭において適切な保育を受けることができない児童を対象に、生活と遊びの場を提供します。

(1) 実施場所

ぼうさいの丘公園 センター施設内 研修室（所在地：厚木市温水783番地1）

(2) 開所日・開所時間など

開所期間：令和8年7月21日（火）～8月26日（水）

開所日時：月～金曜日の7時30分～18時

閉所日：土曜日、日曜日、祝日及び8月11日～8月16日、災害などで安全にお預かりすることが困難な場合。

(3) 利用に係る費用（児童一人当たり）

11,000円 《支払方法》納付書払い。指定期限までに、金融機関にて支払い。

※ 期限までに支払いがされない場合は、サービスの利用はできなくなります。また、減免や利用日数による日割り計算・減額はありませぬ。

(4) 定員 45名

2 利用の要件

次の要件の全てを満たす児童が対象です。

- 保護者が就労により、昼間家庭にいない
- 厚木市内に住所を有している
- 保護者が実施場所に送迎できる
- 厚木市立放課後児童クラブを利用していない（当サービスと並行して市立放課後児童クラブにもお申し込みをされた場合、市立放課後児童クラブへの入所が承認された時点で、当サービスの利用はできなくなります。）
- 自力で集団における活動ができる

3 申請に必要な書類

(1) 申請書

「令和8年厚木市夏休み小学生預かりサービス利用申請書」

- ・ 児童一人につき1枚提出してください。
- ・ 指定用紙を使用してください。（市ホームページからダウンロード可）
- ・ 消せるボールペンや鉛筆で記入された書類は受付できません。
- ・ 誤って記入した場合は、二重線で訂正してください。（修正液・修正テープの使用不可。訂正印不要。）

(2) 保護者の就労などの要件を証明する書類

保護者全員の証明が必要です。複数か所で就労している場合は、その全ての証明書が必要です。

※ 兄弟姉妹で入所申請する場合は、2人目以降はコピーした証明書でも受付可能です。

※ 証明書の証明日は発行から3か月以内のものを提出してください。

保護者の状況	添付書類	注意事項
会社に勤務 (内定を含む)	就労証明書	勤務日、勤務時間などが変則の場合、直近1か月分の勤務状況が分かる書類（シフト表の写しなど）を提出してください。単身赴任も、証明書の提出が必要です。
事業を営んでいる	① 就労証明書 ② 業務実態が確認できる書類	①は代表者が記入してください。 ②は確定申告書・個人事業の開業届・営業許可書・請負契約書など（いずれも直近1年以内に申請されたもの）の写しを提出してください。
内職をしている	① 就労証明書 ② 仕事内容・量が確認できる書類	①は本人が記入してください。 ②直近1か月分の出来高証明書、納品書や明細書など、仕事内容、仕事量が分かる書類を提出してください。

4 利用の決定など

利用の決定については、通知にて行います。また、定員を超える申請があった場合には、就労状況をもとに、優先度の高い順に利用の決定を行います。

なお、次の事項に該当する場合は、サービスの利用はできなくなります。

- ・ 利用要件に該当しなくなった場合
- ・ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ・ 指定期限までに利用料の支払いがされない場合
- ・ 開所時間を超過してお迎えが継続した場合
- ・ 集団における預かりが困難と認められた場合

5 利用に当たって

(1) 利用について

- ・ 保護者の仕事が休みの日は、利用できません。
- ・ 私的な用事など、申請要件以外での利用はできません。
- ・ 就労日、就労時間などが不定期の方は、勤務先が作成した勤務表などを提出してください。

(2) 児童の送迎について

- ・ 児童の送迎は、安全を考慮し保護者又は代理人（成人）が行ってください。
- ・ 送迎は、開所時間内（7時30分～18時まで）に行ってください。
- ・ 児童の引き渡し及び引き取りは、直接指導員と行ってください。

(3) 昼食・水筒の用意

サービス利用の際は、昼食・水筒は必ずご家庭で準備をして、児童に持たせてください。

6 その他

その他、サービス利用に係る事項に関しては、利用決定後に別途お知らせいたします。

7 問い合わせ

厚木市 健康こどもみらい部 こども育成課（開庁時間：平日8：30～17：15）
《住所》厚木市中町3-17-17（第二庁舎3階） 《電話》046-225-2582（直通）